

平成27年12月14日

門司通関業会会長 殿
日本関税協会門司支部長 殿

門司税関 業務部

電気カーペットに係る分類変更について

貴会会員の皆様方には、平素から税関行政の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

平成27年3月に開催された第55回世界税関機構(WCO)HS委員会の決定を受け、電気カーペットの分類についての取り扱いが、別添の通り変更となりますのでお知らせいたします。

本取扱いは、平成28年3月1日から適用されますが、これにより**一部の電気カーペットが無税品から有税品となる**ことから、事前周知しております。

ご多用中誠に恐縮に存じますが、貴会会員及び輸出入者等関係者への周知方よろしくお取り計らい願います。

(添付物)

- ・電気カーペットに係る分類変更について (周知文書)

【問合せ先】

門司税関業務部関税鑑査官部門

T E L : 050-3530-8373

E-mail : moji-kansakan@customs.go.jp

電気カーペットに係る分類変更について

平成27年12月
門司税関 業務部

平成27年3月に開催された第55回世界税関機構（WCO）HS委員会の決定を受け、電気カーペットの分類についての取り扱いが、以下の通り変更となります。本取扱いは、平成28年3月1日から適用されます。

第55回HS委員会決定

紡織用繊維製の電気カーペットは、カバーを付して使用されるか否かに関わらず、紡織用繊維製の床用敷物として、第57類に分類される。

変更前

カバーを付して使用することが推奨される電気カーペットの本体（カバー無）は、床用敷物とみなさず、家庭において使用する種類の電熱機器として、第85.16項（税率：基本 Free）に分類。



変更後

電気カーペットの本体（カバー無）も、床用敷物として、使用時の露出面の材質・性状等により分類。

変更後の具体的な取扱い

物 品	分 類
以下の物品はすべて同様に右のとおり分類されます。 ・そのまま使用されるもの ・カバーを付して使用することが前提とされるもの（輸入時にカバーとセットで提示されるか否かを問わない）	使用時の露出面の材質・性状等により、床用敷物として、 1. 「紡織用繊維製の床用敷物」として、57類に分類 （例）・5704.90-200（フェルト製のもの） （基本9%、協定7.4%、特惠Free） ・5705.00-022（その他のもの） （基本9.6%、協定7.9%、特惠6.32%） 2. 「プラスチック製の床用敷物」として、39.18項に分類 （例）・3918.10-000（塩化ビニルの重合体製のもの） （基本4.6%、協定3.1%、特惠Free）

※具体的な物品に関する分類については、関税鑑査官に個別にご相談下さい。

【問合せ先】 門司税関業務部関税鑑査官部門

TEL：050-3530-8373 E-mail：moji-kansakan@customs.go.jp